

佐賀県難病相談・支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月19日

佐賀県知事職務代理者  
佐賀県副知事 坂井 浩毅

◎佐賀県条例第86号

佐賀県難病相談・支援センター条例の一部を改正する条例

佐賀県難病相談・支援センター条例（平成16年佐賀県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>佐賀県難病相談・支援センター条例 (設置)</p> <p><b>第1条</b> 難病患者とその家族の相談、交流活動及び就労の支援等を行い、もって難病患者とその家族の安定した療養生活の確保及び生活の質の向上に資するとともに、県民の難病に対する理解の促進を図るため、佐賀県難病相談・支援センター（以下「相談・支援センター」という。）を設置する。 (位置)</p> <p><b>第2条</b> 相談・支援センターは、佐賀市に置く。 (指定管理者)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、相談・支援センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) 相談・支援センターの運営に関する業務 (2) 相談・支援センターの施設の利用に関する業務 (3) 相談・支援センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略 附 則</p> <p>1 略 (利用の開始)</p> <p>2 相談・支援センターは、規則で定める日から利用に供する。</p>	<p>佐賀県難病相談支援センター条例 (設置)</p> <p><b>第1条</b> 難病の患者の療養生活の質の維持向上を支援するとともに、県民の難病に対する理解の促進を図るため、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第29条第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する施設として、佐賀県難病相談支援センター（以下「センター」という。）を設置する。 (位置)</p> <p><b>第2条</b> センターは、佐賀市に置く。 (指定管理者)</p> <p><b>第3条</b> 知事は、センターの管理を法人その他の団体に行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき法人その他の団体に行わせる管理の業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>(1) センターの運営に関する業務 (2) センターの施設の利用に関する業務 (3) センターの施設の維持及び管理に関する業務</p> <p>3・4 略 附 則</p> <p>1 略 (利用の開始)</p> <p>2 センターは、規則で定める日から利用に供する。</p>

## 附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。